

ID: 65

担当部署: 健康福祉部 地域福祉課

処分の概要	基準該当居宅支援事業者の登録		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市基準該当居宅支援事業者の登録等に関する規則 第3条		
例 規 番 号	平成17年規則第84号		
【根拠条文】 (基準該当事業者の登録) 第3条 基準該当事業者は、この規則で定めるところにより、市長の登録を受けることができる。 2 市長は、基準該当事業者が法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「法指定基準」という。)に規定する基準該当サービスに関する基準を満たし、それらの基準に従って事業を継続的に運営することができるものと認める場合に、前項の登録を行うものとする。ただし、当該基準該当事業者が身障指定居宅支援等基準に規定する指定居宅支援に関する基準を満たし、指定障害福祉サービス事業者の指定を受けることができると認めるときは、登録しないことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	平成 28 年 3 月 31 日